

当座勘定規定（一般用）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>当座預金（一般用）（以下、「この預金」という。）は、次の規定により取扱います。</p> <p><u>第1条（当座勘定契約の成立）</u> 当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</p> <p><u>第1条の2（当座勘定への受入れ）</u> （省 略）</p> <p>第15条（届出事項の変更） （省 略）</p> <p>(2) 前項の届出の前に、<u>届出を行わなかったことにより生じた損害</u>については、当行は責任を負いません。 （以 下 省 略）</p> | <p>当座預金（一般用）（以下、「この預金」という。）は、次の規定により取扱います。</p> <p><u>第1条（当座勘定への受入れ）</u> （省 略）</p> <p>第15条（届出事項の変更） （省 略）</p> <p>(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 （以 下 省 略）</p> |